



＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸中央支部

広報委員 長野幸作

支払い時に「一括費用計上」できる 「短期前払費用の特例」

費用計上のルールは、「今期の費用は今期に、来期の費用は来期に」が原則です。翌年分の地代家賃や火災保険料、保守点検料の前払いのように、期末時点でまだ提供を受けていないサービスに対する支払いについては原則、支払った期は「前払費用」として資産計上し、翌年以降サービスの提供を受けた時に費用計上します。ただし、例外として支払った日から1年以内にサービスの提供を受ける費用（短期前払費用）については、支払った期に一括して費用計上することができる「短期前払費用の特例」があります。

本特例の適用には①～③を全て満たす必要があります。※法人税基本通達2-2-14

①法人が前払費用^{※注}の額で、②その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、③その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているとき

※注）一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当期末においてまだ提供を受けていない役務に対応するもの

税務上この制度は、企業会計において重要性が乏しいものは簡便な経理処理が許容される「重要性の原則」と同様の考えとされています。したがって、法人の事業に必要な「重要な費用」は対象になりません。また、一定の契約に基づき每期継続して適用する必要があるのも、「利益が出たので、当期はまとめて1年分を支払い、来期以降は継続しない」といった利益調整とみられるような支払いには適用されません。

参考文献：「事務所通信2025年7月号」（TKC出版）

